

学校旅行保険

学校旅行総合保険 [学校補償条項]

学校旅行総合保険 [旅行参加者補償条項]

国内旅行保険 [国内旅行傷害保険特約・旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約・天災危険補償特約セット普通傷害保険]

国内旅行保険 [国内旅行傷害保険特約・旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約セット普通傷害保険]

修学旅行変更保険 [費用・利益保険 国内航空機欠航補償保険特約・天災危険補償特約セット興行中止保険]

修学旅行変更保険 [費用・利益保険 国内航空機欠航補償保険特約セット興行中止保険]

新幹線運休保険 [費用・利益保険 新幹線運休保険特約セット興行中止保険]

このパンフレットでご案内する商品は、国内旅行中のケガや様々なトラブルに備える保険です。
この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえ、お申込みのご検討をいただきますようお願いいたします。

SUPPORT YOUR SCHOOL TRIP

2020年4月
改定版

熱中症危険補償
特約対応版

価値あるご旅行のために、大きな安心を!!

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

Safety
1

学校の緊急対応費用・賠償リスクに備えるための保険

学校旅行総合保険 [学校補償条項]

学校の緊急対応費用・賠償リスクに備えるための保険

緊急対応費用

賠償責任

弔慰費用



参加者
全員加入

Safety
2

旅行参加者の万一の事故に備えるための保険

学校旅行総合保険 [旅行参加者補償条項]

旅行参加者の万一の事故に備えるための保険

死亡・後遺障害

入院時の補償

個人賠償責任

救援者費用



参加者
全員加入

天災補償付

Safety
3

天災 (地震・噴火・津波) 補償付

熱中症危険補償付

国内旅行保険 [学校団体用プラン] [学校団体用天災 (地震・噴火・津波) 補償付プラン]

Safety
3
に加えてこんなとき、
保険金をお支払いします

旅行中の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ

or

Safety
3

ケガによる入通院を1日目から日額補償する等、旅行参加者のための保険

熱中症危険補償付

国内旅行保険 [学校団体用プラン]

旅行参加者のケガによる入院・通院を1日目から日額補償、また、個人賠償責任等を補償

ケガによる入院・通院を
1日目から補償

手術保険金もお支払い



利用交通機関のトラブルにより追加で発生する費用に備えるための保険

参加者
全員加入

天災補償付

Safety
4

天災 (地震・噴火・津波) 補償付

修学旅行変更保険

Safety
4
に加えてこんなとき、
保険金をお支払いします

旅行中の地震もしくは噴火またはこれらによる津波による欠航・着陸地変更・到着遅延により発生した費用

or

Safety
4

飛行機 (国内線) をご利用の場合に

修学旅行変更保険

濃霧・台風・大雪などで、搭乗予定の国内線航空機が

欠航・着陸地変更・到着遅延
により発生した費用を補償します。



Safety
5

新幹線や特急列車をご利用の場合に

新幹線運休保険

濃霧・台風・天災 (地震もしくは噴火またはこれらによる津波) など、乗車予定の新幹線や特急・専用列車が **運休・運転中止・到着遅延** により発生した費用を補償します。



旅行中の地震・噴火・津波による損害に
備える保険商品については、
下表をご参照ください。

保 険 商 品		地震・噴火・津波による 事故の補償
	学校旅行総合保険（学校補償条項）	×
	学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）	×
	国内旅行保険（学校団体用プラン） 天災（地震・噴火・津波）補償付プラン	○
	国内旅行保険（学校団体用プラン）	×
	修学旅行変更保険 天災（地震・噴火・津波）補償付プラン	○
	修学旅行変更保険	×
	新幹線運休保険	○

人数変更の場合のお手続きご案内 (Safety     共通)

ご契約後、人数に変更が生じた場合には、弊社代理店までご連絡ください。

- 人数増の場合は、増員となる方の人数および氏名等を契約内容変更依頼書にご記入の上、保険期間開始^(注)前にお申出ください。あわせて増加人数分の保険料を保険期間開始^(注)前にお支払いください。
- 人数減の場合は、減員となる方の人数および氏名等を契約内容変更依頼書にご記入の上、保険期間開始^(注)前にお申出ください。追って減人数分の保険料を返戻させていただきます。

(注) Safety3の補償開始時刻は、集合時となります。

人数の減少による保険料の返還のご注意 (Safety    共通)

- 保険期間開始後（航空機または列車利用年月日の前日から起算して9日以内）の人数の減少に伴う契約内容の変更や解約のご請求をいただいた場合でも、保険料の返還はございませんので、特にご注意ください。

Safety 1

学校旅行総合保険 [学校補償条項]

- ◎ご契約者 学校
- ◎対象旅行 学年単位以上で実施される旅行
※右記のご注意をご確認ください。
- ◎補償期間 自宅を出てから自宅に戻るまで
- ◎加入単位 参加者全員
※下記注1をご参照ください。



学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室などで、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。
学校行事の実施については教職員が同行し十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。

この保険を利用できるのは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、児童福祉法に定める保育所、法に基づく認定こども園に限ります。

こんな時、保険金をお支払いします

学校緊急対応費用

旅行参加者に万一のことがあった場合に学校が負担する対応施設の借上費用、教員・家族の方の現地への派遣費用などをお支払いします。



賠償責任

国内旅行中の教員の不注意による事故に起因して、生徒もしくは第三者の身体に障害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします。



弔慰費用

国内旅行中に万一旅行参加者の方が、ケガ・病気により死亡された場合には、学校が旅行参加者の法定相続人に対して支払う弔慰費用をお支払いします。

こんなときの保険金はお支払いできません

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- …など

※詳しくは、「学校旅行総合保険・学校補償条項の概要」にてご確認ください。

ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約タイプ		1	2	3
学校補償条項 (ご契約金額)	学校緊急対応費用 (1名あたり)	30万円	50万円	100万円
	賠償責任 (自己負担額 10,000円)	身体障害	1名 5,000万円 1事故 10億円	
		財物損壊	1事故 5,000万円	
	弔慰費用 (1名あたり)	50万円		
お支払いいただく保険料 (1名あたり) (保険のご契約期間)	日帰り	41円	56円	91円
	2日 (1泊2日) まで	44円	59円	97円
	3日 (2泊3日) まで	46円	62円	103円
	4日 (3泊4日) まで	49円	66円	108円
	5日 (4泊5日) まで	51円	69円	114円
	6日 (5泊6日) まで	53円	72円	120円
	7日 (6泊7日) まで	56円	76円	125円

注1: 国内学校旅行に参加する生徒、引率の先生、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただきます。

注2: 「感染症追加補償特約」がセットされております。

注3: 旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。

注4: 学校旅行総合保険1契約(学校補償条項・旅行参加者補償条項合算)の最低保険料は1,000円です。

注5: お支払い項目(補償項目)によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。

●お申込みに際しましては、参加者全員(添乗員は除きます)の名簿をご提出ください。

●人数変更の場合のお手続きは、2ページ下部をご覧ください。

●ご契約の際は、「学校旅行総合保険・学校補償条項の概要」にてご確認ください。

ご契約いただくタイプについて、補償や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

Safety 2

学校旅行総合保険 [旅行参加者補償条項]

- ◎ご契約者 学校
- ◎対象旅行 学年単位以上で実施される旅行
※右記のご注意をご確認ください。
- ◎補償期間 自宅を出てから自宅に戻るまで
- ◎加入単位 参加者全員
※下記注1をご参照ください。



学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室などで、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。
学校行事の実施については教職員が同行し十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。

この保険を利用できるのは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、児童福祉法に定める保育所、法に基づく認定こども園に限ります。

こんな時、保険金をお支払いします

傷害

旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合、治療のため入院をした場合に、保険金をお支払いします。



個人賠償責任

誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償金などをお支払いします。



救護者費用

旅行参加者に万一のことがあった場合に親族等(学校関係者を除く)の現地派遣費用などをお支払いします。



こんなときの保険金はお支払いできません

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病
- …など

※詳しくは、「学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要」にてご確認ください。

ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約タイプ		1	2	3
旅行参加者補償条項 (ご契約金額)	死亡・後遺障害(※)	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	入院特別	入院期間により 1万~10万円		
	個人賠償責任(自己負担額0円)	5,000万円		
	救護者費用	50万円		
お支払いいただく保険料(1名あたり) (保険期間(保険のご契約期間))	日帰り	215円	345円	475円
	2日(1泊2日)まで	231円	372円	513円
	3日(2泊3日)まで	247円	399円	551円
	4日(3泊4日)まで	265円	428円	591円
	5日(4泊5日)まで	282円	456円	630円
	6日(5泊6日)まで	298円	483円	668円
	7日(6泊7日)まで	315円	511円	707円

注1: 国内学校旅行に参加する生徒、引率の先生、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただきます。

注2: 旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。

注3: 死亡・後遺障害の保険金額のお引受け限度額は3,000万円です。

注4: 学校旅行総合保険1契約(学校補償条項・旅行参加者補償条項合算)の最低保険料は1,000円です。

注5: お支払い項目(補償項目)によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。

●お申込みに際しましては、参加者全員(添乗員は除きます)の名簿をご提出ください。

●人数変更の場合のお手続きは、2ページ下部をご覧ください。

●ご契約の際は、「学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要」にてご確認ください。

(※)「後遺障害追加支払」が含まれています。
(後遺障害保険金をお支払いしている場合で、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時点で生存されているとき、お支払いした後遺障害保険金の50%に相当する額を追加してお支払いするものです。)

ご契約いただくタイプについて、補償や保険金額等お申込みの内容及、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

天災補償付

Safety

3

国内旅行保険

[学校団体用天災(地震・噴火・津波)補償付プラン]

熱中症危険補償付

旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約セット

集合から解散までに発生した参加者のケガを手厚く補償!! ケガによる入通院を1日目から日額補償します。

◎対象旅行 JTBで旅行手配をした5名以上の学校団体旅行

◎補償期間 集合から解散まで

◎加入単位 参加者全員※注4

※下記注3をご参照ください。

右ページ

Safety
3

に加えてこんなとき、保険金をお支払いします

地震・噴火・津波による傷害

旅行中の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合、治療のため入院・通院をした場合に、保険金をお支払いします。



こんなときの保険金はお支払いできません

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病 …など

※詳しくは、「国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間(保険のご契約期間)		2日(1泊2日)まで		4日(3泊4日)まで		7日(6泊7日)まで		
ご契約タイプ		JA	JB	JC	JD	JE	JF	
保険金額 (ご契約金額)	傷害 (基本)	死亡・後遺障害	814万円	671万円	794万円	651万円	780万円	637万円
		入院保険金日額	11,500円	7,500円	11,500円	7,500円	11,500円	7,500円
		手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。					
	通院保険金日額	7,500円	4,500円	7,500円	4,500円	7,500円	4,500円	
特約	個人賠償責任 (自己負担額なし)	1,000万円						
合計保険料		700円	500円	700円	500円	700円	500円	

注1:この保険(JA~JFプラン)には天災危険補償特約がセットされており、国内旅行保険の概要の傷害〔基本契約〕「保険金をお支払いできない主な場合」⑧を原因とするケガについても傷害〔基本契約〕の各種項目が補償されます。

注2:保険期間(保険のご契約期間)は、旅行ご出発日を含めて計算します。「12月1日から12月4日」までの保険期間は、「4日(3泊4日)まで」となります。

注3:補償の対象となる期間は団体旅行の集合時から解散時までとなります。(各被保険者ごとに所定の集合場所に到着した時から、各被保険者ごとに所定の解散場所にて解散した時までとなります。)

注4:添乗員は除きます。

●人数変更の場合のお手続きは、2ページ下部をご覧ください。

●ご契約の際は、「国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

※手術保険金とは、事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。)

ご契約いただくタイプについて、補償や保険金額等お申込みの内容及、お客さまのご意向どおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。



国内旅行保険 [学校団体用プラン]

熱中症危険補償付

旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約セット

集合から解散までに発生した参加者のケガを手厚く補償!! ケガによる入通院を1日目から日額補償します。

◎対象旅行 JTBで旅行手配をした5名以上の学校団体旅行

◎補償期間 集合から解散まで

◎加入単位 参加者全員※注3

※下記注2をご参照ください。

こんな時、保険金をお支払いします

傷害

旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合、治療のため入院・通院をした場合に、保険金をお支払いします。



個人賠償責任

誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償金などをお支払いします。



熱中症

天気の良い日に観光をしていたところ、急にめまいをおこし、病院で熱中症と診断され入院した、などの場合に保険金をお支払いします。



こんなときの保険金はお支払いできません

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病 …など

※詳しくは、「国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

保険期間(保険のご契約期間)		2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで		
ご契約タイプ		EB	ED	EF	FB	FD	FF	GB	GD	GF
保険金額(ご契約金額)	死亡・後遺障害	4,015万円	2,515万円	994万円	3,952万円	2,452万円	962万円	3,909万円	2,409万円	962万円
	入院保険金日額	12,000円	10,000円	7,500円	12,000円	10,000円	7,300円	12,000円	10,000円	7,000円
	手術保険金※	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。								
	通院保険金日額	8,000円	6,000円	4,500円	8,000円	6,000円	4,500円	8,000円	6,000円	4,500円
特約	個人賠償責任(自己負担額なし)	1,000万円								
合計保険料		700円	500円	300円	700円	500円	300円	700円	500円	300円

注1: 保険期間(保険のご契約期間)は、旅行ご出発日を含めて計算します。「12月1日から12月4日」までの保険期間は、「4日(3泊4日)まで」となります。

注2: 補償の対象となる期間は団体旅行の集合時から解散時までとなります。(各被保険者ごとに所定の集合場所に到着した時から、各被保険者ごとに所定の解散場所にて解散した時までとなります。)

注3: 添乗員は除きます。

注4: 上表ご契約タイプ「EB」は、学校旅行総合保険【旅行参加者補償条項】のご契約タイプ「3」をご契約される場合には、ご加入いただけません。

注5: 他のご契約タイプをご希望の方はお申し出ください。

●人数変更の場合のお手続きは、2ページ下部をご覧ください。

●ご契約の際は、「国内旅行保険の概要」にてご確認ください。

※手術保険金とは、事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。(入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。)

ご契約いただくタイプについて、補償や保険金額等お申込みの内容及、お客さまのご意向どおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

天災補償付

Safety

4

天災（地震・噴火・津波）補償付

修学旅行変更保険



航空機への搭乗予定日の前日から起算して10日前までにお申込(発券)ください。それ以降のお申込(発券)はお受けできません。

費用・利益保険 国内航空機欠航補償保険特約セット興行中止保険+天災危険補償特約(国内航空機欠航補償保険用)

◎保険契約者・被保険者 学校 ◎加入単位 参加者全員 ◎対象旅行 2名以上が参加する国内線航空機利用の学校旅行

こんなとき、保険金をお支払いします

学校旅行において、利用予定の国内線航空機が**地震もしくは噴火またはこれらによる津波**、台風、濃霧、ストライキなどの偶然な事由により、欠航・着陸地変更・到着遅延*となり、被保険者(学校)が予定外の支出を余儀なくされた場合、以下の費用が補償されます。*3時間以上の遅延
詳しくは、「修学旅行変更保険の概要」にてご確認ください。

想定される事故例(支払限度額15,000円までのご契約の場合)

復路、那覇から東京への航空便に180名が搭乗する予定であったが、関東地方を襲った地震と津波の影響で欠航。那覇市内のホテルに戻り、延泊をして翌日に別便で東京に向けて出発をした。



追加宿泊費用
那覇でのホテル代
@12,000円
×180人
2,160,000円



追加交通費用
那覇空港⇄ホテル間のバス代
@1,500円
×180人
270,000円



追加食事費用
翌日の昼食弁当代
@1,000円
×180人
180,000円

追加で発生した費用 2,610,000円(1人14,500円)の全額が修学旅行変更保険からお支払されます。

詳しくは、「修学旅行変更保険の概要」にてご確認ください。

保険料(1名1フライト(搭乗日を同じくする接続搭乗は1フライトとなります)につき)

支払限度額	保険料
25,000円	315円
20,000円	250円
15,000円	190円

注1:天災(地震・噴火・津波)補償プランには天災危険補償特約がセットされており、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による欠航・着陸地変更・到着遅延についても補償されます。
注2:修学旅行変更保険は、上記以外のプランの取り扱いはできません。
注3:搭乗日を同じくする接続旅行は1フライトとなります。例えば、羽田から那覇へのフライトで、羽田→福岡→那覇と乗り継いで向かう場合、1フライトとします。ただし、同一日のフライトであっても観光等を接続の間にする場合は、1フライトとはみなしません。
注4:1契約あたりの最低保険料はありません。
●人数変更の場合のご注意は、2ページ下部をご覧ください。
●ご契約の際は、「修学旅行変更保険の概要」にてご確認ください。

補償や支払限度額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

Safety

4

修学旅行変更保険



航空機への搭乗予定日の前日から起算して10日前までにお申込(発券)ください。それ以降のお申込(発券)はお受けできません。

費用・利益保険 国内航空機欠航補償保険特約セット興行中止保険

◎保険契約者・被保険者 学校 ◎加入単位 参加者全員 ◎対象旅行 2名以上が参加する国内線航空機利用の学校旅行

こんな時、保険金をお支払いします

学校旅行において、利用予定の国内線航空機が、台風、濃霧、ストライキなどの偶然な事由により、欠航・着陸地変更・到着遅延*となり、被保険者(学校)が予定外の支出を余儀なくされた場合、以下の費用が補償されます。*3時間以上の遅延
詳しくは、「修学旅行変更保険の概要」にてご確認ください。

実際に保険金をお支払いしたケース(支払限度額15,000円までのご契約の場合)

6月10日、往路、東京→千歳の航空便に250人搭乗する予定であったが、濃霧により函館に臨時着陸となった。当日は時間的に移動不可能のために函館に宿泊し、翌日JRにて札幌に向い、2日目より当初予定のコースで行動した。



追加宿泊費用
函館でのホテル宿泊代
@15,000円
×250人
3,750,000円



追加交通費用
バス代(函館空港~ホテル~函館駅)
@2,000円×250人
JR運賃料金(函館→札幌)
@7,600円×250人
2,400,000円



追加食事費用
JR車中での昼食弁当代
@1,000円
×250人
250,000円

予定していた札幌のホテルの宿泊代払戻額
▲@12,000円
×250人
▲3,000,000円

追加で発生した費用 3,400,000円(1人13,600円)の全額が修学旅行変更保険から支払われました。

詳しくは、「修学旅行変更保険の概要」にてご確認ください。

保険料(1名1フライト(搭乗日を同じくする接続搭乗は1フライトとなります)につき)

支払限度額	保険料
25,000円	225円
20,000円	180円
15,000円	135円

注1:修学旅行変更保険は、上記以外のプランの取り扱いはできません。
注2:搭乗日を同じくする接続旅行は1フライトとなります。例えば、羽田から那覇へのフライトで、羽田→福岡→那覇と乗り継いで向かう場合、1フライトとします。ただし、同一日のフライトであっても観光等を接続の間にする場合は、1フライトとはみなしません。
注3:1契約あたりの最低保険料はありません。
●人数変更の場合のご注意は、2ページ下部をご覧ください。
●ご契約の際は、「修学旅行変更保険の概要」にてご確認ください。

7



新幹線運休保険

費用・利益保険 新幹線運休保険特約セット興行中止保険

!! 注意 乗車予定日の前日から起算して10日前までにお申込(発券)ください。それ以降のお申込(発券)はお受けできません。

乗車予定の新幹線や特急・専用列車が濃霧・台風・地震などで
運休・運転中止・到着遅延による、万一出費に備えて!!

◎保険契約者・被保険者 学校 ◎加入単位 参加者全員 ◎対象旅行 新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車、または専用列車を利用する学校旅行

こんな時、保険金をお支払いします

学校旅行において、利用予定新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車、または専用列車が地震もしくは噴火またはこれらによる津波、濃霧、台風、ストライキなどの偶然な事由により、運休、運転中止、到着遅延※となり、被保険者(学校)が予定外の支出を余儀なくされた場合に保険金をお支払いします。

※到着遅延とは…乗車中の新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車または専用列車が遅延し最終目的地への到着が予定時刻より2時間以上遅れることをいいます。ただし、新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車または専用列車が2時間以上遅延しない場合は補償されません。

追加宿泊費用
予定外のホテル等の宿泊施設への宿泊を余儀なくされた場合の追加宿泊費用

追加交通費用
予定外の交通費の支出を余儀なくされた場合の追加交通費用

追加食事費用
予定外の食費の支出を余儀なくされた場合の追加食事費用

詳しくは、「新幹線運休保険の概要」にてご確認ください。

実際に保険金をお支払いしたケース

例1 運休の場合

10月3日、復路、京都→東京の新幹線に300人乗車する予定であったが、当日台風の影響により利用予定新幹線が運休となった。やむを得ず京都市内のホテルに臨時に宿泊し、翌朝東京に向けて出発した。

追加宿泊費用	ホテル宿泊代	@ 12,000円 × 300人
追加交通費用	バス代(京都駅⇄ホテル)	@ 1,500円 × 300人
追加食事費用	翌日の昼食弁当	@ 1,000円 × 300人

合計 @ 14,500円 × 300人 = **4,350,000円**

例2 運転中止の場合

2月10日、往路、東京→新大阪の新幹線に250人乗車し、新大阪へ行く予定であったが、大雪により名古屋で運転が中止となった。当日は時間的に移動不可能のため名古屋に宿泊し、翌日新大阪に向い、2日目より当初予定のコースで行動した。

追加宿泊費用	名古屋でのホテル宿泊代	@ 15,000円 × 250人
追加交通費用	バス代(名古屋駅~ホテル~名古屋駅)	@ 2,000円 × 250人
追加食事費用	JR車中での昼食弁当	@ 1,000円 × 250人
	予定していた新大阪のホテルの宿泊代払戻額	▲ @ 12,000円 × 250人

合計 @ 6,000円 × 250人 = **1,500,000円**

詳しくは、「新幹線運休保険の概要」にてご確認ください。

保険料(1名1乗車(1乗車とは同一駅構内での乗り継ぎを含みます)につき)

支払限度額	新幹線を利用する場合(※1)	新幹線を利用しない場合(※2)
20,000円	135円	170円
15,000円	105円	130円

※1: 新幹線、ならびに新幹線と接続する特急または急行料金を必要とする列車が対象となります。「新幹線⇄新幹線間の乗り継ぎ」または「新幹線⇄特急・急行列車間の乗り継ぎ」を同一駅構内でおこなう場合は、1乗車とみなします。

※2: 特急または急行料金を必要とする列車、臨時列車などの団体専用列車が対象となります。「特急・急行・専用列車⇄特急・急行・専用列車間の乗り継ぎ」を同一駅構内でおこなう場合、1乗車とみなします。

注1: 新幹線運休保険は、上記以外のプランの取り扱いはできません。

注2: 1契約あたりの最低保険料は2,000円です。

●人数変更の場合のご注意は、2ページ下部をご覧ください。

●ご契約の際は、「新幹線運休保険の概要」にてご確認ください。

補償や支払限度額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

学校旅行総合保険・学校補償条項の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。●被保険者とは保険の対象となる方(学校の設置者)をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
学校緊急費用	旅行参加者が次のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合(ただし、旅行参加者の生死の判明後または緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く教職員・親族にかかる費用は対象外です。) ②責任期間中の事故によるケガが原因で責任期間中に死亡した場合、または責任期間中の事故によるケガが原因で治療を受けその後に予定していた旅行が全く不可能となった場合 ③病気を原因とし責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した病気が原因で責任期間中に治療を受けその後に予定していた旅行が全く不可能となった場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、学校緊急対応費用保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 (1)捜索救助費用 (2)以下に掲げる教職員・親族の現地派遣費用 ◆現地までの航空運賃等の往復交通費 ◆現地および現地までの行程における宿泊施設客室料 ◆渡航手続費 (3)被災者の法定相続人と対応した場合のホテル・事務所等の対応施設借上費用 (4)被災者の遺体輸送費または治療を継続中の被災者を現地から移送する費用(払戻しを受けた金額を差し引きます。) (5)葬儀費用 (6)教職員・親族の現地交通費・通信費・通訳雇入費、被災者の遺体処理費(1被災者につき合計3万円まで)	1. 次の①～⑦のいずれかによって生じた事故 ①保険契約者、被保険者や被災者の故意または重大な過失 ②被災者のけんか、自殺、犯罪行為 ③被災者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故 ④戦争、革命などの事変や暴動 ⑤核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑥地震、噴火、これらによる津波 ⑦妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病 2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの ●旅行出発前に発病した病気により治療を受けた場合は、学校緊急対応費用のお支払いはできません。
賠償責任	旅行の実施に起因して、責任期間中の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合	1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 ●保険証券または保険契約証に自己負担額の記載がある場合には、1回の事故ごとに損害賠償金のうち、保険証券または保険契約証記載の自己負担額はご自身で負担していただきます。なお、当パンフレット掲載のご契約タイプの場合、自己負担額は1万円になります。 ●賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	上記「学校緊急対応費用」の保険金をお支払いできない主な場合1.の④、⑤により生じた損害に加え、 ◆保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ◆被保険者の使用人が、その業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任 ◆自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ◆地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害賠償責任 など
弔慰費用	旅行参加者が次のいずれかに該当した場合は、被保険者が被災者の法定相続人に対して支払った弔慰金を、弔慰費用保険金としてお支払いします。ただし、被災者1名につき弔慰費用保険金額を支払うの限度とします。 ①責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②責任期間中に病気により死亡した場合 ③「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その原因が責任期間中に発生したものに限りません。)」により、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療を開始しその後も引き続き治療を受けていたものに限りません。) ④責任期間中に感染した特定の感染症により責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合		1. 次の①～⑦のいずれかによって生じた事故 ①保険契約者、被保険者や被災者の故意または重大な過失 ②被災者のけんかや自殺・犯罪行為 ③被災者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故 ④戦争、革命などの事変や暴動 ⑤核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑥地震・噴火、これらによる津波 ⑦妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病 など

「感染症追加補償特約」がセットされております。

学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。●被保険者とは保険の対象となる方(旅行参加者)をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡	責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 ●後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術(事故による傷害の治療を除きます。) ⑦戦争、革命などの事変や暴動 ⑧核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑨地震、噴火、これらによる津波
傷害	責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度(後遺障害保険金を追加してお支払する場合は除きます。)とします。	2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの など
(追加支払)	既に後遺障害保険金をお支払いしており、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時点で、被保険者が生存している場合	既にお支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額を追加してお支払いします。	
入院特別	責任期間中の事故によるケガが原因で、入院した場合	入院期間に対し次の区分に応じて以下の入院特別保険金をお支払いします。 (1)入院期間6か月以上の場合: 10万円 (2)入院期間3か月以上6か月未満の場合: 5万円 (3)入院期間1週間以上3か月未満の場合: 3万円 (4)入院期間1週間未満の場合: 1万円	
個人賠償責任	責任期間中の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ※宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、賃貸業者より被保険者が直接借り入れた旅行用品を含みます。 ●被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 ●保険証券または保険契約証に自己負担額の記載がある場合には、1回の事故ごとに損害賠償金のうち、保険証券または保険契約証記載の自己負担額はご自身で負担していただきます。なお、当パンフレット掲載のご契約タイプの場合、自己負担額はありません。 ●賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	上記「傷害」の保険金をお支払いできない主な場合1.の⑦～⑨により生じた損害に加え、 ◆保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ◆被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ◆被保険者と同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ◆受託物に対する損害賠償責任 ◆被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ◆被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ◆自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。 ●被保険者とは保険の対象となる方(旅行参加者)をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
救援者費用	<p>被保険者が次のいずれかに該当したことにより、費用が発生した場合</p> <p>①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察等の公的機関により確認された場合(ただし、被保険者の生死の判明後は緊急な捜索・救助活動の終了後に現地に赴く救援者にかかる費用は対象外です。)</p> <p>②責任期間中の事故によるケガが原因で責任期間中に死亡した場合、または責任期間中の事故によるケガが原因で治療を受けその後に予定していた旅行が全く不可能となった場合</p> <p>③病気を原因とし責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した病気が原因で責任期間中に治療を受けた後に予定していた旅行が全く不可能となった場合</p> <p>☞救援者とは被保険者の捜索、看護等を行うために現地へ赴く被保険者の法定相続人を行い、教職員等学校関係者を除きます。</p>	<p>保険契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用をお支払いします。ただし、救援者費用等保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p> <p>(1)被保険者の捜索救助費用</p> <p>(2)以下に掲げる救援者の現地急行費用(被保険者1名につき2名分まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆現地までの航空運賃等の交通費(1往復分) ◆現地および現地までの行程における宿泊施設客室料(救援者1名につき14日分まで) ◆渡航手続費 <p>(3)以下に掲げる被保険者の法定相続人の国内連絡場所訪問費用(被保険者1名につき2名分まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国内連絡場所までの航空運賃等の交通費(1往復分) ◆国内連絡場所および国内連絡場所までの行程における宿泊施設客室料(訪問者1名につき14日分まで) <p>(4)被保険者の遺体輸送費または治療を継続中の被保険者を現地から移送する費用(払戻しを受けた金額を差し引きします。)</p> <p>(5)被保険者の帰宅費用(追加して支払った運賃)</p> <p>(6)救援者の現地交通費・通信費・通訳雇入費、被保険者の遺体処理費(合計3万円まで)</p>	<p>1. 次の①～⑦のいずれかによって生じた費用</p> <p>①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②けんかや自殺・犯罪行為</p> <p>③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用して運転している間の事故</p> <p>④妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病</p> <p>⑤戦争、革命などの事変や暴動</p> <p>⑥核燃料物質による事故または放射能汚染</p> <p>⑦地震、噴火、これらによる津波</p> <p>2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの</p> <p>☞旅行出発前に発病した病気により治療を受けた場合は、救援者費用のお支払いはできません。</p>

用語のご説明(旅行参加者補償条項、学校補償条項共通)

●「責任期間」とは、保険期間中であつ旅行行程中(国内旅行の目的をもって、旅行参加者が住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。●治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。●「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、麻疹、アライソ、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。なお、新型コロナウイルス感染症については、同法第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症となった場合も対象とします。●「被災者」とは、学校緊急対応費用または弔慰費用において、「保険金をお支払いする場合」に該当した旅行参加者をいいます。

国内旅行保険の概要(旅行業者が契約する国内旅行傷害保険契約に関する特約セット)

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。 ●被保険者とは保険の対象となる方をいいます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(指定のない場合には被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ☞後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑪のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用したの運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術(事故による傷害の治療を除く) ⑦戦争・革命などの事変や暴動 ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨「天災危険補償付プラン」の場合は、お支払いの対象となります。 ⑩核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑪ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(※)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑪自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 (※)登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
後遺障害保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
入院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、入院した場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 ☞入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
手術保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 ☞1事故につき1回の手術に限ります。	
通院保険金	日本国内において旅行行程中の事故によるケガが原因で、通院(往診を含みます。)した場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。 ☞通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ☞入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。	
個人賠償責任	日本国内において旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたか、他人の物を壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負った場合 ☞被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 ☞賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	1. 次の①～⑧のいずれかによって生じた損害賠償責任 ①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争・革命などの事変や暴動 ③地震・噴火、これらによる津波 ④核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑤被保険者の職務の遂行(仕事上の損害賠償責任) ⑥被保険者の心神喪失 ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ⑧自動車、オートバイ等の車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理 2. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 3. 受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。)

*ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、この保険には、熱中症危険補償特約(国内旅行傷害保険特約用)がセットされており、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。 *治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 *上記「旅行行程中」とは、団体旅行の集合時から解散時までをいいます。国内旅行保険において天災危険補償特約がセットされている場合、傷害〔基本契約〕保険金をお支払いできない主な場合⑧の記載に関らず、補償の対象となります。

修学旅行変更保険(費用・利益保険 国内航空機欠航補償保険特約セット 興行中止保険)の概要

ご契約に際しては、「重要な事項等説明書」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
追加費用 保険金	<p>学校旅行において、台風、濃霧、ストライキなどの偶然な事由により、利用予定の国内線航空便が欠航、着陸地変更、到着遅延*となり、被保険者(学校)が予定外の支出を余儀なくされた場合に上記の費用が補償されます。</p> <p>*到着遅延とは、利用予定航空機が予定着陸時刻より3時間以上経過して、目的地へ到着遅延することをいいます。(搭乗日を同じくする接続飛行がある場合には、利用する航空便ごとの到着予定時刻から到着時刻までの遅延時間の合算が3時間以上経過した場合とします。ただし、最終目的地への到着予定時刻より3時間を経過する前に到着した場合を除きます。)</p>	<p>◆追加宿泊費用 ◆追加交通費用 ◆追加食事費用</p> <p>ただし、契約証記載の支払限度額内の保険金支払となります。</p> <p>なお、事故の事由によって第三者(航空会社等)から回収できる金額については保険金から控除されます。また追加費用の支払基準は当初予定されていたものと同等の水準までとします。</p>	<p>◆関係者(保険契約者、被保険者、これらの者の役職員ならびに興行参加者をいいます。以下同様とします。)の故意、重大な過失または法令違反 ◆関係者の解散、破産または資金不足 ◆関係者の興行に関する準備・取り決め上の過失またはそれらに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違 ◆関係者の犯罪行為・闘争行為、逮捕・出入国拒否等の公権力の行使。(消防、避難等防災のための公権力の行使を除く。) ◆政変・国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴等の政治的・経済的混乱 ◆戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動 ◆核燃料物質の放射性による事故 ◆財物の滅失(盗難・紛失等を含む。)、損傷または汚損による物的損害(価値の減少またはそれを回復するための修理費用、再調達費用等) ◆身体障害を被った者について生じた損害(治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料) ◆被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を払わなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波*</p> <p>※天災危険補償特約がセットされている場合は補償の対象となります。</p>

ご注意

- ①お申込期日:航空機利用年月日の前日から起算して10日前までにお申込みください。それ以降のお申込みはお受けできません。
- ②申込時点で航空便の欠航が決まっている場合はご契約できません。
- ③保険期間開始後(航空機利用年月日の前日から起算して9日以内)の人数の減少に伴う契約内容の変更や解約のご請求をいただいた場合でも、保険料の返還はございませんので、特にご注意ください。
- ④保険金は、被保険者(学校)に一括してお支払いします。
- ⑤この保険の対象となる事故が発生したときは、弊社代理店または弊社まで事故の状況その他損害の程度を遅滞なくご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
- ⑥保険金のお支払いの際には、遅延証明書等が必要となりますのでご注意ください。

新幹線運休保険(費用・利益保険 新幹線運休保険特約セット 興行中止保険)の概要

ご契約に際しては、「重要な事項等説明書」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
追加費用 保険金	<p>学校旅行において、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、濃霧、台風、ストライキなどの偶然な事由により、利用予定の新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車、または専用列車が運休、運転中止、遅延*となり、被保険者(学校)が予定外の支出を余儀なくされた場合に上記の費用が補償されます。</p> <p>*遅延とは乗車中の新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車または専用列車が遅延し最終目的地への到着が予定時刻より2時間以上遅れることをいいます。ただし、新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車または専用列車が2時間以上遅延しない場合は補償されません。</p>	<p>◆追加宿泊費用 ◆追加交通費用 ◆追加食事費用</p> <p>ただし、契約証記載の支払限度額内の保険金支払となります。</p> <p>なお、事故の事由によって第三者(鉄道会社等)から回収できる金額については保険金から控除されます。また追加費用の支払基準は当初予定されていたものと同等の水準までとします。</p>	<p>◆乗車する新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車、または専用列車が2時間以上遅延しない場合に被った損害 ◆関係者(保険契約者、被保険者、これらの者の役職員ならびに興行参加者をいいます。以下同様とします。)の故意、重大な過失または法令違反 ◆関係者の解散、破産または資金不足 ◆関係者の興行に関する準備・取り決め上の過失またはそれらに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違 ◆関係者の犯罪行為・闘争行為、逮捕・出入国拒否等の公権力の行使。(消防、避難等防災のための公権力の行使を除く。) ◆政変・国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴等の政治的・経済的混乱 ◆戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動 ◆核燃料物質の放射性による事故 ◆財物の滅失(盗難・紛失等を含む。)、損傷または汚損による物的損害(価値の減少またはそれを回復するための修理費用、再調達費用等) ◆身体障害を被った者について生じた損害(治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料) ◆被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を払わなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害 ◆テロリズムによる損害</p>

ご注意

- ①保険料は旅行参加人数×1名あたりの保険料で計算されます。ただし、旅行参加人数×1名あたりの保険料が2,000円未満の場合、保険料は2,000円となります。(1契約あたりの最低保険料2,000円)
- ②お申込期日:新幹線、特急または急行料金を必要とする列車、専用列車の列車利用年月日の前日から起算して10日前までにお申込みください。それ以降のお申込みはお受けできません。
- ③申込時点で新幹線、特急または急行料金を必要とする列車、専用列車の運休が決まっている場合はご契約できません。
- ④保険期間開始後(列車利用年月日の前日から起算して9日以内)の人数の減少に伴う契約内容の変更や解約のご請求をいただいた場合でも、保険料の返還はございませんので、特にご注意ください。
- ⑤保険金は、被保険者(学校)に一括してお支払いします。
- ⑥この保険の対象となる事故が発生したときは、弊社代理店または弊社まで事故の状況その他損害の程度を遅滞なくご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
- ⑦保険金のお支払いの際には、遅延証明書等が必要となりますのでご注意ください。
- ⑧「新幹線運休保険」は弊社が独自に提供している商品であり、登録商標「新幹線」の権利者である北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社の事業とは、何ら関係はありません。

お申込みにあたって

このパンフレットは学校旅行総合保険、国内旅行保険、修学旅行変更保険、新幹線運休保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要な事項等説明書』もよくお読みください。また、詳しくは各保険のしおり(学校旅行総合保険普通保険約款・特約、傷害保険普通保険約款・特約、費用・利益保険普通保険約款および特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階
https://www.jihoken.co.jp

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

☎0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

取扱代理店